

## 情報セキュリティ特記仕様書

業務を執行する際に使用するコンピュータ等の情報システムについて、情報の機密性を確保し、外部からの様々な脅威に対して被害を抑止するための必要事項を、下記のとおり定めるものとする。

(適用範囲)

第1条 情報セキュリティ特記仕様書の対象となる情報資産は、以下のとおりとする。

- 1 電子カルテシステム用コンピュータ及び甲が操作を認めた情報システム。(以下「電子カルテ端末等」という。)
- 2 電子カルテ端末等により処理される電子データ。

(障害時の対応)

第2条 乙は、電子カルテ端末等にコンピュータウイルスや不正アクセスなどのセキュリティに関する事案を認めた場合、又は電子カルテ端末等の異常や故障等を認めた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(情報資産の持ち出し)

第3条 乙は、甲の許可を得ずに情報資産を執務室外に持ち出してはならない。

(ユーザID)

第4条 乙が、電子カルテ端末等を使用する場合は、甲の指示により使用者毎にユーザID及びパスワードを設定するものとする。

- 2 使用者の変更等により使用しないユーザIDがあるときは、乙は、速やかに甲の指示を受けるものとする。
- 3 乙は、パスワードを秘密にし、漏洩しないようにするとともに、照会には一切応じてはならない。
- 4 ICカード等の記録媒体により、利用者識別をするときは、乙は、利用者以外に使用されることがないように、ICカード等を適切に管理するとともに、紛失時には速やかに甲に報告するものとする。

(電子カルテ端末等の管理)

第5条 乙は、電子カルテ端末等を利用可能な状態で放置してはならない。

(電子カルテ端末等の入出力)

第6条 乙は、電子カルテ端末等に入力したデータや、画面等に表示された処理結果が正しいものであるかを常に確認するものとし、処理結果が意図しないものであるときは、速やかに甲に報告するものとする。

(調査)

第7条 甲は、第3条から第5条までの項目について、この実施状況を定期的に調査するものとする。

(協議)

第8条 情報セキュリティ特記仕様書について、不明な点があるとき、又は詳細について定める必要がある場合には、甲乙で協議するものとする。